

稻沢市放課後児童クラブ申込案内

1. 放課後児童クラブとは

保護者が労働等により専門家庭にいない小学生に、授業の終了後、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものであります。

2. 放課後児童クラブの利用基準

下記の①及び②に該当することが必要です。

① 稲沢市在住の児童（転入予定であれば市外在住でも申込みは可能ですが、利用の許可は転入後に行います。）

② 保護者及び同居の親族などが次の事由のいずれかに該当する場合

ア 就労（児童の帰宅時に居宅外で就労している場合）

イ 通院等（出産の前後、通院、心身の障害等により、その児童の帰宅時に居宅外にいる場合。出産の前後での利用は、出産予定日の8週前（多胎妊娠の場合、14週前）の属する月の1日から、8週後の属する月の末日まで）

ウ 病人の看護等（病人や心身に障害のある人がいるため、いつもその看護にあたっており、その児童の帰宅時に居宅外にいる場合）

エ 上記に準ずると認められる場合

3. 利用区分について

利用を希望する期間によって、利用区分を設けています。

以下のいずれかの区分を選択して申し込みを行ってください。

I. 通年利用 原則、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで1年間すべての利用
(任意の月からの途中入所も可能)

II. 短期利用 夏季休業期間（夏休み）や冬季休業期間（冬休み）など、長期休業期間のみの利用
(夏季休業期間のみなど、休業期間ごとの利用を選択できます)

利用できる期間 春休み（学年始）： 令和8年4月1日～1学期始業式前日
夏休み : 1学期終業式翌日～2学期始業式前日
冬休み : 2学期終業式翌日～3学期始業式前日
春休み（学年末） : 3学期修了式翌日～令和9年3月31日

※ 終業式等、始業式の日は利用できません。

4. 利用申込みについて

申込受付期間中に必要書類を小学校ごとの児童クラブ（P4参照）へ提出してください。

なお、初めて利用する児童には面接も行いますので、児童と一緒にお出かけください。

（今までに利用したことがある児童でも、面接を行う場合があります）

【確認事項】

- ① 必要な書類等に不足、不備がある場合は受理できません。
- ② 児童クラブの申込状況によっては、人数調整を行い、長期休業期間（特に夏季休業期間）は他の児童クラブの所属となる場合があります。人数調整を行う場合は、児童クラブの利用必要度等を考慮します。
- ③ 放課後児童クラブ利用料の滞納があると、申込みができない場合があります。
- ④ 令和7年度に利用している場合でも、令和8年度の利用には申込みが必要です。

（1）申込受付期間

①一斉申込期間

令和7年11月25日（火）から令和7年12月5日（金）まで
受付時間 平日の午後1時30分から午後6時30分まで

初めて児童クラブを利用する場合は、午後1時30分から午後3時頃までにお越しください。
児童の面接や児童クラブの説明を落ち着いた環境で行うためですので、ご協力をお願いします。

※ 11月29日（土）は、児童館・児童センターのみ午前10時から午後4時30分まで受付可能です。

②随時募集

I. 通年利用：令和8年3月9日（月）以降

利用を希望する月の前月20日（土・日や祝日の場合はその前平日。8月からの利用は6月19日）までに児童クラブへお申込みください。

- ※ 一斉申込期間の申込みで人数調整を行った児童クラブに随時募集で申込みをされた場合、長期休業期間（特に夏季休業期間）は他の児童クラブの所属となります。
- ※ 隨時募集で4月からの利用申込みをされた場合、始業式の日からの利用となります。

II. 短期利用

利用期間	随時募集期間	受付締切
春休み（学年始）	令和8年2月2日（月）から 右記の各締切まで	令和8年 2月20日（金）
夏休み		令和8年 6月19日（金）
冬休み		令和8年 11月20日（金）
春休み（学年末）		令和9年 2月19日（金）

- ※ 受付時間等は、①一斉申込期間と同様です。

また、複数の期間（夏休みと冬休みなど）をまとめて申込みすることもできます。

なお、利用決定は各休業期間前にありますので、通知書の送付は各期間の2週間前頃になります。

申込時期によっては、申込みから決定まで時間が空く場合もあります。

- ※ 申込状況により人数調整を行った場合（特に夏季休業期間）は、他の児童クラブの所属となる場合があります。なお、人数調整の際は利用期間の長い（利用必要度の高い）通年利用者を優先しますので、あらかじめご了承の上お申込みください。

（2）必要書類

全ての方が提出する書類	①令和8年度放課後児童クラブ利用申込書 ②就労等証明書（保護者（父母等）それぞれ1枚ずつ）または就労外要件申立書 ③保健調査票（過去の申込み時に提出された方は、所属児童クラブに確認してください） ④個人情報の取扱いに関する同意書（信竜児童クラブ以外）
対象の方のみ提出する書類	⑤稲沢市市税等口座振替依頼書兼廃止書（口座振替で利用料の支払いを希望する方） ⑥放課後児童クラブ利用料減免申請書（必要に応じて生活保護受給証明書、非課税認証明書等） ⑦その他添付書類（シフト表、通院・看護等の状況がわかる書類等）

5. 審査・利用決定について

子育て支援課と児童クラブにて書類審査を行います。記入内容について、子育て支援課の担当者及び児童クラブより、お電話等で申込者又は就労先等に確認の連絡をさせていただく場合があります。

利用決定通知書又は利用不承諾通知書は、通年利用（途中入所除く）の場合は令和8年2月下旬頃、通年利用（途中入所）および短期利用の場合は利用期間の少し前に郵送又は手渡してお渡しします。

令和8年3月7日（土）に利用説明会を実施しますので、ご参加ください。（P7参照）

6. 利用料について

利用区分	利用月・期間	金額
①通年利用	8月以外	月額 4,000円
	8月	月額 6,000円
②短期利用	春休み（学年始）	期間額 2,000円
	夏休み	期間額 8,000円
	冬休み	期間額 2,000円
	春休み（学年末）	期間額 2,000円

「期間額」とは、その期間の利用にかかる合計額です
(例:夏休みは7月下旬～8月の利用の合計で8,000円)

利用決定期間（利用決定通知書に記載）は、実際の利用がない場合でも利用料が発生しますので、利用しない期間がある場合は、利用休止等の手続きを行ってください（P3参照）。
なお、昼食、おやつ、教材等は、家庭で準備し持参してください。

7. 利用料の減免について

生活保護受給世帯と市町村民税非課税世帯等は、利用料の減免対象となります。申請がないと減免が受けられませんので、該当すると思われる方は、児童クラブで手続きをしてください。（資料2参照）

8. 利用料の納入方法

利用料のお支払いは、口座振替を原則としております。口座振替日は、毎月末日（12月は25日。ただし、金融機関が休日の場合は翌日以降の最初の営業日）です。児童クラブ利用料の振替口座の登録がない保護者は、「稻沢市市税等口座振替依頼書兼廃止依頼書」（以下、口座振替依頼書）を提出してください。

（口座振替依頼書の納入義務者は申込書表面の保護者と同一にしてください）

口座振替を希望されない場合は、毎月20日頃に納入通知書を児童クラブからお渡ししますので、毎月末までに金融機関、支所、市民センター、コンビニ、またはスマートフォン決済（スマートフォン決済の詳細は稻沢市ホームページをご確認ください）にて納入してください。（手数料はかかりません。）

※短期利用の場合、納入月は下記のとおりです。

利用期間	納入月
春休み（学年始）	4月
夏休み	7月
冬休み	12月
春休み（学年末）	3月

9. 利用料を滞納した場合

利用料の滞納は、滞納なく支払っている保護者の方との公平性に欠けますので、期限内納付をお願いします。なお、滞納した場合は、督促状の送付、自宅・勤務先等への電話連絡・訪問による督促を行います。

滞納状況の改善が確認できない場合は、利用取消や、新たな利用を制限させていただくことがあります。

10. 利用変更等の手続き

（1）利用申込時と状況が変わった場合について（利用変更）

利用申込み後に、家族構成（婚姻・離婚等）、住所、保護者の勤務先、利用区分、利用曜日・時間等の状況が変わった場合は、変更届と必要書類を児童クラブに速やかに提出してください。

※利用区分の変更については、各区分の申込締切（通年利用は前月20日までの提出で翌月以降から変更。ただし8月からの変更は6月19日）までの提出が必要です。

（2）利用しない月が発生した場合について（利用休止）【通年利用のみ】

利用しない月がある場合、前月20日（土日や祝日の場合はその前平日）までに休止届の提出が必要です。

また、利用休止期間は年間で合計2か月までとし、2か月を超える場合は一度取消（退所）していただきます（取消届の提出が必要です）。その後、再度利用をする場合は、利用申込書の提出が必要になります。

（例）令和8年6月から令和8年8月まで利用しない場合は、取消（退所）。その後、9月以降に再度利用をする場合は、再度申込みが必要。

ただし、短期利用への利用区分の変更を行う場合については、「変更届」の提出のみで可能です。

（3）利用の必要がなくなった場合について（利用取消）

利用の取消については、取消届の提出が必要となります。利用取消通知書は、児童クラブからお渡しします。利用取消の締切は、通年利用は最終利用月20日（土日や祝日の場合はその前平日）、短期利用は利用開始約10日前の指定する日（利用決定通知に同封する書類に記載）とします。

11. 利用決定の取消

利用決定後においても、事実と異なる申告がされた場合や、利用基準の要件を満たさないことが判明した場合は、利用が取消になることがあります。また、クラブ内で管理上の注意・指示などに反する行為をしたときは、利用を取消させていただくことがあります。

<児童クラブ所在地一覧>

児童クラブは、所属小学校ごととなります。ただし、児童クラブの申込状況によっては、人数調整を行い、長期休業期間（特に夏季休業期間）は他の児童クラブの所属となる場合があります。

所属小学校	児童クラブ名	所在地	電話番号
稻沢西 (※1)	稻沢西児童クラブ	西町三丁目3番17号（西町さざんか児童センター）	0587(32)7911
	稻沢西第2児童クラブ	稲葉四丁目8番23号 ※問合せは西町さざんか児童センターへ	0587(32)1550
稻沢北	稻沢北児童クラブ	木全一丁目163番地2（稻沢北小学校隣）	0587(23)1550
小正	小正児童クラブ	小池三丁目4番4号（小正すみれ児童センター）	0587(23)4685
稻沢東 (※1)	稻沢東児童クラブ	長野一丁目8番3号（長野子育て支援センター2階）	0587(32)7555
	稻沢東第2児童クラブ	長野三丁目16番26号	0587(33)5560
高御堂	高御堂児童クラブ	高御堂十丁目2番5号（高御堂カトレア児童センター）	0587(23)2545
大里西	大里西児童クラブ	奥田中切町76番地（大里オリーブ児童センター）	0587(21)6341
片原一色	片原一色児童クラブ	一色竹橋町137番地（明治スズラン児童センター）	
清水	清水児童クラブ	清水寺前町126番地（清水小学校内） ※問合せは明治スズラン児童センターへ	0587(36)6708
国分	国分児童クラブ	矢合町3368番地3（旧国分保育園内） ※問合せは明治スズラン児童センターへ	明治スズラン児童センター
下津 (※1)	下津児童クラブ	下津高戸町58番地（下津クローバー児童センター）	0587(32)9401
	下津第2児童クラブ	下津片町224番地1	0587(32)5122
千代田	千代田児童クラブ	福島町中浦25番地（千代田ヒナギク児童センター）	
坂田	坂田児童クラブ	坂田町狐沢18番地（坂田小学校内） ※問合せおよび申込みは千代田ヒナギク児童センターへ	0587(36)6281 千代田ヒナギク児童センター
大里東	大里東児童クラブ	六角堂西町二丁目1番地（大里東チューリップ児童センター）	
	大里東第2児童クラブ	六角堂西町二丁目1番地 (大里東チューリップ児童センター敷地内別棟) ※問合せおよび申込みは大里東チューリップ児童センターへ	0587(32)9405 大里東チューリップ児童センター
祖父江	祖父江児童クラブ	祖父江町祖父江七曲52番地（祖父江小学校内）	0587(97)2010
山崎	山崎児童クラブ	祖父江町山崎二本木70番地（山崎小学校内）	0587(97)9300
領内	領内児童クラブ	祖父江町二俣上川原706番地（領内小学校内）	0587(97)1110
丸甲	丸甲児童クラブ	祖父江町甲新田芝ハ5番地2（丸甲小学校内）	0587(97)8820
牧川	牧川児童クラブ	祖父江町両寺内砂崎990番地（牧川小学校内）	0587(97)9311
長岡	長岡児童クラブ	祖父江町馬飼449番地1（長岡小学校内）	0587(97)7919
法立	法立児童クラブ	平和町法立北瀬古165番地（法立小学校隣）	0567(46)6002
六輪	六輪児童クラブ	平和町塩川46番地（六輪小学校敷地内）	0567(46)2077
三宅	三宅児童クラブ	平和町中三宅井之上51番地（旧三宅保育園内）	0567(46)3280
大塚	(私)信竜児童クラブ	大塚南四丁目40番地（信竜こどもの森児童館）	0587(22)0303

※1 稲沢西小学校と稻沢東小学校、下津小学校は、居住地により申込先クラブが異なります。詳細は下表をご確認ください。

所属小学校	児童クラブ名	居住地（稻沢西は住所、稻沢東・下津は行政区）
稻沢西	稻沢西児童クラブ	稲葉、重本、横地、小寺、平野、池部、稻沢町北山、稻沢町下田
	稻沢西第2児童クラブ	上記以外の住所
稻沢東	稻沢東児童クラブ	長野東、長野スクエア、長野西、長野中、長野宮浦、長野南、駅北、駅西、駅中、駅南、石田町、小池北、エムズシティ稻沢、ミッドレジデンス稻沢、プレミアムフォート稻沢
	稻沢東第2児童クラブ	法成寺、子生和、島町西、島町東、サンガーデン、北治郎丸、南治郎丸、下山ノ内、けやきタウン、ネクスコ稻沢社宅、国府宮西、国府宮東、国府宮南、日之出町、長野北、シーズンコート稻沢
下津	下津児童クラブ	陸田、上赤池、下赤池
	下津第2児童クラブ	上記以外の行政区

児童クラブ利用についての留意事項

1. 児童クラブの利用休止及び利用取消について

児童クラブの利用を休止する期間がある場合や利用の必要がなくなった場合は、利用の休止をする前月（取消は当月）20日（土日や祝日の場合はその前平日）までに児童クラブで休止等の手続きを行ってください。提出が締切日を過ぎた場合、利用料を負担していただくこととなりますので、ご注意ください。
※休止は通年利用のみ。休止が可能な期間は年間で合計2か月までです。（その他詳細はP3参照）

2. 実施日について

月曜日から土曜日まで（祝日、年末年始及びその他市長が必要と認めた日は除く）

3. 実施場所について

（平 日）各児童クラブ室内で実施（P4参照）

（土曜日）地区にある児童館・児童センターで実施（下表参照）

所属小学校	土曜日の実施場所
稻沢西、稻沢北	西町さざんか児童センター
小正、稻沢東	小正すみれ児童センター
高御堂	高御堂カトレア児童センター
大里西	大里オリーブ児童センター
片原一色、清水、国分	明治スズラン児童センター
下津	下津クローバー児童センター
千代田、坂田	千代田ヒナギク児童センター
大里東	大里東チューリップ児童センター
祖父江地区の全小学校	祖父江あじさい児童館
平和地区の全小学校	平和さくら児童館
大塚	信竜こどもの森児童館

4. 実施時間について

（学校登校日）下校後から午後7時15分まで

（学校休業日）午前7時30分から午後7時15分まで（利用児童のいない時間は閉所することがあります）

※ 学校休業日とは、春・夏・冬休み、土曜日および学校振替休業日（全校での休業に限る）を指します。

5. 昼食・おやつについて

給食がない日は、弁当と水筒を持参してください。弁当は、食中毒予防のため加熱処理をするなど、安全衛生に十分配慮してください。

おやつは、家庭で準備し持参してください。おやつの詳細については、児童クラブへ確認してください。

6. 病気・ケガ等の対応について

病気・ケガ等が発生した場合は、保護者へ連絡しますので、すぐに迎えに来てください。なお、緊急を要する場合は、児童クラブで医療機関へ連れて行くこともあります。

7. 利用の確認について

翌週の利用予定は、児童クラブにある「児童クラブ利用（予定）表」に、児童クラブが指定する日までに記入してください。利用予定を記入しないと、利用できない場合があります。なお、記入後に変更があった場合は、必ず児童クラブへ連絡してください。

また、病気や都合により、当日に児童クラブの利用を変更する場合、学校と児童クラブへご連絡ください。

8. 児童の送迎について

学校登校日はお迎えが、学校休業日は送迎が必要です。送迎は必ず保護者が行ってください。お迎えの際は、「児童クラブ利用（予定）表」に迎えの時間を記入し、決して無断で連れ帰らないでください。なお、代理の方が送迎する場合は、必ず保護者が児童クラブまでその旨を連絡してください。

万一、送迎ができない事態が予想される場合は、ファミリー・サポート・センター事業の登録をお勧めします。（ファミリー・サポート・センター事業は、事前の登録が必要です。）

9. 学校等との連携について

児童クラブの適正実施のため、所属小学校と情報の交換・共有を行います。また、必要に応じて、保育園、幼稚園、地域等と連携を行っていきます。

10. 暴風警報等発令時及び緊急時の対応について

(1) 特別警報、暴風警報、暴風雪警報及び防災気象情報の警戒レベル等が発表、発令された場合

- ①学校登校日については、小学校に準じます。原則、小学校が休校または緊急下校（一斉、引き取り下校に関わらず）になった場合、児童クラブは実施しません。
②学校休業日に暴風警報等が発令された場合は、次のとおりとします。

暴風警報等の発令状況	実施の有無
午前6時に解除されていない場合	午前中は実施せず
午前6時～11時の間に解除された場合	午後1時30分から実施
午前11時に解除されていない場合	実施せず
児童クラブ実施中に発令された場合	実施中止。速やかに迎えに来てください。

③暴風警報以外の警報が発令された場合

実施の有無については、児童クラブまでお問い合わせください。クラブ実施中に警報等が発令され、実施を中止する場合は、児童クラブから連絡します。

(2) 愛知県西部（稻沢市）に震度5弱以上の地震が発生した場合

- ① 小学校在校中の児童の安全対策は、原則小学校に準じます。
② 児童クラブへの通所中または児童クラブ実施中の対応は、次のとおりとします。

地震発生時の児童の状況	対応方法
児童クラブへの通所中	児童センター（児童クラブ）または避難地へ避難
児童クラブ実施中	保護者の迎えがあるまで待機

(3)「南海トラフ地震臨時情報」（「調査中」「注意」「警戒」）が発表された場合

原則として通常どおりクラブを開所しますが、状況により児童クラブを実施しない場合があります。その際は児童クラブ連絡システムでお知らせします。

11. 感染症による臨時休校の対応について

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の感染症により、休校や学年閉鎖・学級閉鎖・短縮授業になった場合は、小学校に準じて自宅静養（待機）となります。学年閉鎖・学級閉鎖・短縮授業になった場合、その対象となった児童はその期間内の児童クラブ利用はできません。

12. その他

- (1) 自主学習、遊びを中心として生活しますので、宿題の指導等は家庭で行ってください。
(2) 保護者の連絡先等、届出内容に変更があった場合は、速やかに変更届を提出してください。就労状況に変更があった場合は、就労等証明書の提出も必要です。
(3) 現金や不必要的ものは、持たせないでください。
(4) 保護者の仕事が休みの日は、できる限りお子さんと一緒に過ごしてください。
(5) 投薬を希望される場合は、「与薬依頼書」が児童クラブにありますので、職員に申し出てください。

- (6) 就労状況の確認のために、勤務表（シフト表）の提出を依頼する場合があります。児童クラブから提出依頼があった際には、速やかにご提出をお願いします。
- (7) お盆期間など、利用児童が少ないと見込まれる場合、実施場所を変更させていただくことがあります。その場合は事前にご案内しますので、ご理解とご協力をお願いします。
- (8) 長期休業期間は他の児童クラブの所属になった場合、学校や児童クラブの行事等によって、児童クラブの利用が通常通りできない場合があります。あらかじめご了承ください。実際の利用にあたっては、所属する児童クラブにご確認いただきますようお願いします。
- (9) 児童クラブからの緊急連絡は、児童クラブ連絡システムを通じて行います。利用決定通知書に登録手順書を同封しますので、登録していただきますようご協力をお願いします。

令和8年度 稻沢市放課後児童クラブ利用説明会

児童クラブの利用について、下表のとおり説明会を開催しますので、ご参加いただくようお願いします。

日時	場所	対象小学校
令和8年3月7日（土） 午前10時30分～ (1時間程度の予定です)	西町さざんか児童センター 小正すみれ児童センター 高御堂カトレア児童センター 大里オリーブ児童センター 明治スズラン児童センター 下津クローバー児童センター 千代田ヒナギク児童センター 大里東チューリップ児童センター 祖父江あじさい児童館 平和さくら児童館 信竜こどもの森児童館	稲沢西、稲沢北 小正、稲沢東 高御堂 大里西 片原一色、清水、国分 下津 千代田、坂田 大里東 祖父江地区の全小学校 平和地区の全小学校 大塚

◆◆◆ お問い合わせ先 ◆◆◆

稻沢市役所 子ども健康部 子育て支援課 子育て支援グループ

〒492-8269 稲沢市稻府町1番地

TEL：0587（32）1299 （ダイヤルイン）

FAX：0587（32）8911

<https://www.city.inazawa.aichi.jp/kosodate/0000002123.html>

令和8年度 申込等締切日早見表

通年利用

新規申込・短期からの変更

利用開始月	締切日	利用開始月	締切日
4月（1日から）	令和7年12月5日（金）	10月	令和8年9月18日（金）
4月（始業式から）	令和8年3月19日（木）	11月	10月20日（火）
5月	4月20日（月）	12月	11月20日（金）
6月	5月20日（水）	1月	12月18日（金）
7月	6月19日（金）	2月	令和9年1月20日（水）
8月	6月19日（金）	3月	2月19日（金）
9月	8月20日（木）		

休止・取消

休止月	取消	締切日	休止月	取消	締切日
4月		令和8年3月19日（木）	10月	9月末	令和8年9月18日（金）
5月	4月末	4月20日（月）	11月	10月末	10月20日（火）
6月	5月末	5月20日（水）	12月	11月末	11月20日（金）
7月	6月末	6月19日（金）	1月	12月末	12月18日（金）
8月	7月末	7月17日（金）	2月	1月末	令和9年1月20日（水）
9月	8月末	8月20日（木）		2月末	2月19日（金）

短期利用

新規申込・通年からの変更

利用期間	期間詳細	締切日
春休み（学年始）	4月1日～1学期始業式前日	令和8年2月20日（金）
夏休み	1学期終業式翌日 ～2学期始業式前日	令和8年6月19日（金）
冬休み	2学期終業式翌日 ～3学期始業式前日	令和8年11月20日（金）
春休み（学年末）	3学期修了式翌日～3月31日	令和9年2月19日（金）

※ 短期利用の取消日については、利用開始日の約10日前までを予定しています。

詳細は決定通知に同封する書類でお知らせします。

放課後児童クラブ利用料の減免制度について

稻沢市内の放課後児童クラブでは、利用料の減免制度を実施しています。下記をよくお読みのうえ、該当すると考えられる方は、児童クラブに申請をしてください。

1. 利用料減免制度の対象世帯と減免内容

対象世帯（※）	減免内容
①生活保護受給世帯	全額免除
②市町村民税非課税世帯	

※ 同居の家族全員が該当することが必要です。（住民票上の世帯ではありません）

2. 利用料の減免を受けるための要件（アとイの要件に該当すること）

ア. 稲沢市内の放課後児童クラブに在籍し、減免制度を利用したい月の前月20日（土・日・祝日の場合はその前平日）までに、児童クラブに「放課後児童クラブ利用料減免申請書」と添付書類を不備なく提出すること。

イ. 上記1の利用料減免制度の対象世帯に該当すること。

※ ①は受給期間で判定します。

※ ②は、4～8月の利用料は前年度分の課税状況で判定し、9～3月の利用料は当該年度分の課税状況で判定します。（下表を参照してください）

	令和7年度 9～3月の減免	令和8年度 4～8月の減免	令和8年度 9～3月の減免
判定対象	令和7年度の 課税状況	令和7年度の 課税状況	令和8年度の 課税状況

- ・4～8月と9～3月で判定対象の課税年度が異なるため、4～8月が減免の対象でなくても、9～3月は減免の対象となる場合があります。
- ・減免申請の結果、令和8年度4～8月が非該当だった場合、令和8年度9～3月の判定をするには、再度申請が必要になります。

3. 減免対象月

「放課後児童クラブ利用料減免申請書」を児童クラブへ提出した翌月（※入所した月からではありません）から、上記2の要件を満たしていると判断できる月まで

（次ページへ続きます）

4. 提出書類

○全員が提出するもの

- ・放課後児童クラブ利用料減免申請書

○該当者のみ提出するもの（申請理由によって異なります）

①生活保護受給世帯

- ・生活保護受給証明書

②市町村民税非課税世帯

- ・児童と同居する人全員の非課税証明書（※）

※ 令和7年1月2日以降に稲沢市に転入した方のみ提出が必要です。

下表のうち、(A)に該当する場合は令和7年度の非課税証明書等が、

(B)に該当する場合は令和8年度の非課税証明書等が必要となります。

住民登録日	減免制度利用希望月	4~8月	9~3月
令和7年1月1日以前		不要	不要
令和7年1月2日～令和8年1月1日		(A)	不要
令和8年1月2日以降		(A)	(B)

令和7年度の非課税証明書等は、令和7年1月1日に住民登録があった市区町村で発行ができます。令和8年度の非課税証明書等は、令和8年1月1日に住民登録がある市区町村で、令和8年6月以降に発行ができます。必要に応じてご準備ください。

5. その他

- ・年度ごとに申請が必要です。
- ・減免制度の対象であっても、申請がない場合、減免制度は適用できません。
- ・所得未申告の方は、減免制度の対象となりません。
- ・世帯構成員や同居人の異動があった場合は、すみやかに届出をしてください。

【お問い合わせ先】

稲沢市 子ども健康部子育て支援課 子育て支援グループ

TEL 0587-32-1299 (ダイヤルイン)